

<報道発表資料>

令和7年8月21日

教職員の懲戒処分について

- | | | |
|---|-----------------|-------------|
| 1 | 処 分 内 容 | 懲戒処分（停職3月） |
| 2 | 処 分 年 月 日 | 令和7年8月21日 |
| 3 | 職 名 ・ 年 齢 ・ 性 別 | 教諭・25歳・男性 |
| 4 | 地 域 ・ 校 種 | 東部地区・県立高等学校 |
| 5 | 発 生 年 月 日 | 令和7年4月17日 |
| 6 | 事 件 ・ 事 故 の 概 要 | |

当該職員は、令和7年4月17日（木曜日）、生物の授業において、生徒に対して性行為を想起させる態勢をとるように指示する等、指導上必要のない言動により、生徒に著しい不安と羞恥心を感じさせる等の精神的苦痛を与えた。

問合せ先

教育局 県立学校人事課 管理指導担当 遠井
直通 048-830-6726 内線 6726
E-mail: a6720@pref.saitama.lg.jp